

貸 借 対 照 表

(2025年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,470,386	流動負債	3,234,714
現金及び預金	2,318,699	支払手形	5,821
受取手形	387,614	電子記録債務	793,860
電子記録債権	474,827	買掛金	1,198,651
売掛金	2,759,722	関係会社短期借入金	600,000
商品	466,574	未払金	246,066
その他	65,341	未払費用	59,531
貸倒引当金	△ 2,393	未払法人税等	124,475
固定資産	1,051,576	未払消費税等	54,747
有形固定資産	472,489	賞与引当金	102,000
建物	112,148	役員賞与引当金	17,818
構築物	1,277	その他	31,741
機械装置	969	固定負債	262,156
車輛運搬具	155	退職給付引当金	154,689
工具器具備品	42,837	役員退職慰労引当金	107,466
土地	315,101	負債合計	3,496,870
無形固定資産	45,990	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	38,665	株主資本	3,987,831
電話加入権	7,324	資本金	100,000
投資その他の資産	533,096	資本剰余金	1,190,013
投資有価証券	98,346	資本準備金	691,950
関係会社株式	53,000	その他資本剰余金	498,063
出資金	19,805	利益剰余金	2,697,817
関係会社長期貸付金	40,000	利益準備金	45,943
破産更生債権等	9,706	その他利益剰余金	2,651,874
敷金及び保証金	126,809	別途積立金	1,120,000
繰延税金資産	163,203	繰越利益剰余金	1,531,874
その他	31,931	評価・換算差額等	37,260
貸倒引当金	△ 9,706	その他有価証券評価差額金	37,260
		純資産合計	4,025,091
資産合計	7,521,962	負債純資産合計	7,521,962

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 中小企業の会計に関する指針の適用

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……取得価額をもって貸借対照表価額としております。

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法に基づく原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～65年
機械装置及び車輛運搬具	4～18年
工具器具備品	4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

該当事項はありません。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益の計上基準

当社は、電設資材の卸売り、家電・住設の設備工事を主たる事業としております。

電設資材の卸売りに係る収益につきましては、商品の出荷時点において顧客に重要なリスクと経済的効益が移転することから、出荷基準により収益を計上しております。

家電・住設の設備工事につきましては、工事の完成時に顧客に引き渡しを行い契約上の履行義務が完了するため、完成基準により収益を計上しております。

②費用の計上基準

費用につきましては、原則として発生主義の原則に則り、収益との期間対応を考慮し、適切に費用の発生を認識しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。